

議案第51号

凍霜被害を受けた果樹農家への現実的な経済的支援と営農継続負担軽減ならび
に産地保持の為の助成を求める意見書案について

沼田市議会会議規則第13条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

令和5年6月15日提出

沼田市議会議長 中村浩二様

提出者	経済建設常任委員会	委員長	山宮敏夫
賛成者	同	副委員長	大東宣之
	同	委員	齋藤智
	同	同	相澤宗利
	同	同	野村洋一

凍霜被害を受けた果樹農家への現実的な経済的支援と営農継続負担軽減ならび
に産地保持の為の助成を求める意見書（案）

沼田市の果樹農家は産地形成や農地維持の為、また沼田市の観光産業の一端を担う者として生産量の向上と観光客増に向け各組織共に連携を図り果樹栽培に取り組んでいます。観光果樹園には季節ごとに新鮮で安心な果物を求め県外市外から多くの観光客が訪れ、周辺の観光施設・商業施設・飲食店との経済相乗効果にも貢献しており、生産された果実は生果・加工品とも「ふるさと納税」の返礼品として多数ご利用して頂いていて、市の財源確保にも寄与して頂いていると認識しております。

この度、4月の低温・降霜・凍結の被害により、過去に例を見ない甚大な被害を受けており大幅な収穫量減および収入減が見込まれます。物価高騰のさなか資材費等の支払いや生活固定費の捻出において非常に困難である事が予想され、子育て世代の農家は経営継続への不安を持ち、高齢の農家に至っては廃業に結び付きかねない深刻な状況にあります。農業者の高齢化や担い手不足等の問題がある中でも生産者は皆、産地として栽培面積の維持または拡大を図り、中山間地果樹園を観光集客の発信材料としての位置付けを念頭に置き、今回の被害を乗り越え経営を継続して行く必要があると考えています。更には果樹栽培への新規就農者や移住農業者受け入れを促進して行く為にも「気象災害に負けない産地」にして行かなければなりません。

国政、県政におかれましては、諸問題について多大なるご理解とご尽力を頂いている事を承知しておりますが、この度の被害状況を十分に考慮していただき、経営継続資金対策として特別な給付金による救済、低金利で長期返済可能な融資制度の充実、果樹共済・収入保険加入基準の緩和及び見直しと加入推進、現代及び未来の気象状況を考慮した「作り続けられる農業」に向け栽培管理指導及び営農指導の強化等を、果樹生産者一同の総意とし、被害を受けた農家に対しまして特段のご配慮とご支援を賜りたく、国、県に対して意見書を提出いたします。

記

1 被害に応じた見舞金等の支援給付金による現実的救済

（経営意欲を後退させないように、また廃業に追い込まれぬよう、個々の被害程度に応

じた特別な支援救済措置)

- 2 被害時に備える為、掛金の負担軽減を講じた農業共済の推進
(経営継続と産地維持の為、果樹共済・収入保険加入基準を緩和及び見直し、更に掛金の負担軽減を拡充)
- 3 被害を最小限に抑える為の助成事業の拡充
(防霜対策に必要な電気料、燃料資材や被害軽減資材、防霜ファン等購入設置に対する支援を拡充し生産量を確保して行く為の助成)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

財務大臣 様

農林水産大臣

経済産業大臣

群馬県知事

群馬県農政部長

群馬県産業経済部長

沼田市議会議長 中村 浩二